改正　平成２５年１１月２７日　原規総発第 1311275 号　原子力規制委員会決定
改正　平成２９年　４月１９日　原規法発第 1704191 号　原子力規制委員会決定
改正　平成２９年　７月１０日　原規法発第 1707101 号　原子力規制委員会決定
改正　平成２９年　９月１１日　原規法発第 1709112 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　元年　９月１１日　原規法発第 1909111 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　２年　２月１３日　原規法発第 2002071 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　２年　８月１３日　原規総発第 2007313 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　２年１１月１８日　原規総発第 2011183 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　３年１２月１５日　原規総発第 2112152 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　５年　８月３０日　原規総発第 2308302 号　原子力規制委員会決定
改正　令和　７年　５月２９日　原規総発第 2505298 号　原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等（原規総発第１３０６１９３号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定））の全部を次のとおり改正する。

平成２５年１１月２７日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準、同法第６条の規定による標準処理期間及び同法第１２条第１項の規定による処分基準は、別表のとおりとする。

なお、別表中で記載する条項は、特に記載のない限り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律中の該当する条項を指すものとする。

附　則

この規程は、平成２５年１２月１８日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１９日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年７月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年９月１１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年９月１１日から施行する。

附　則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成２９年法律第１５号）第３条の規定の施行の日（令和２年４月１日）から施行する。

附　則

この規程は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則の施行の日（令和２年８月１３日）から施行する。

附　則

この規程は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和３年１月１日）から施行する。

附　則

この規程は、令第４１条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の施行の日（令和３年１２月１５日）から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第４４号。以下「改正法」という。）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（令和７年６月６日）から施行する。ただし、次条から附則第５条までの規定は、改正法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（令和５年１０月１日）から施行する。

（改正法附則第４条から第６条までの認可に係る審査基準及び標準処理期間）

第２条　改正法附則第４条第１項の認可に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第５条第１項の規定による審査基準及び同法第６条の規定による標準処理期間は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一　審査基準　改正法第２条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「新原子炉等規制法」という。）第４３条の３の３２第１項の審査基準

二　標準処理期間　６月

第３条　改正法附則第４条第３項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第４３条の３の３２第３項の審査基準及び標準処理期間とする。

第４条　改正法附則第５条第１項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第４３条の３の３２第１項の審査基準及び標準処理期間とする。

第５条　改正法附則第６条第１項の認可に係る審査基準及び標準処理期間は、それぞれ新原子炉等規制法第４３条の３の３２第４項の審査基準及び標準処理期間とする。

附　則

この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第４４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（令和７年６月６日）から施行する。

（別表）

条文	内容	審査基準又は処分基準	標準処理期間
【製錬の規制】			
第３条第１項	製錬事業の指定	基準は、第４条に規定されている。（※１）	※６
第６条第１項	製錬事業の変更の許可	同上	※６
第８条第１項	製錬事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第８条第２項において準用する第４条第１号及び第３号に規定されている。（※１）	※６
第１０条第１項	製錬事業の指定の取消し	基準は、第１０条第１項及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和３２年総理府・通商産業省令第１号。以下「製錬規則」という。）第５条に規定されている。（※３）	
第１０条第２項	製錬事業の指定の取消し又は製錬事業の停止命令	基準は、第１０条第２項に規定されている。（※３）	
第１１条の２第２項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第１１条の２第２項及び製錬規則第６条の２に規定されている。 製錬規則第６条の２については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第１２条第１項	製錬事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第１２条第２項に規定されている。（※１）	３０日
	製錬事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	３０日
第１２条第３項	製錬事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第１２条第３項に規定されている。（※３）	

第１２条の２第１項	製錬事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第１２条の２第２項及び製錬規則第６条の２に規定されている。 製錬規則第６条の２については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日
	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日
第１２条の２第３項	製錬事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第１２条の２第３項及び製錬規則第６条の２に規定されている。 製錬規則第６条の２については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第１２条の５	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第１２条の５に規定されている。（※３）	
第１２条の６第２項	廃止措置計画の認可	基準は、第１２条の６第４項及び製錬規則第７条の５の９に規定されている。（※２）	※６
第１２条の６第３項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第１２条の６第７項	核燃料物質又は核原料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第１２条の６第８項	廃止措置の終了の確認	基準は、第１２条の６第８項及び製錬規則第７条の５の１１に規定されている。（※２）	※６
第１２条の７第２項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第１２条の７第５項及び製錬規則第７条の５の９に規定されている。（※２）	※６
第１２条の７第	指定の取消し等	同上	※６

４項	に伴う廃止措置計画の変更の認可		
第１２条の７第８項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第１２条の７第８項に規定されている。（※３）	
第１２条の７第９項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第１２条の７第９項及び製錬規則第７条の５の１１に規定されている。（※２）	※６
【加工の規制】			
第１３条第１項	加工事業の許可	基準は、第１４条各号の規定並びに加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第１７号。以下「加工事業許可基準規則」という。）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第２号。以下「品質管理基準規則」という。）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○核燃料物質の加工の事業に係る加工事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管研発第１３１１２７３号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）） ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成１６年５月２７日原子力安全委員会決定）	※６

		○ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設に対する仮想的な臨界事故の評価について（平成１４年４月１１日原子力安全委員会決定） ○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第１３１１２７１号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）） ○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1912257 号-2（令和２年１２月２５日原子力規制委員会決定）。以下「品質管理基準解釈」という。）	
第１６条第１項	加工事業の変更の許可	同上	※６
第１６条の２第１項	加工施設の設計及び工事の計画の認可	基準は、第１６条の２第３項に規定されている。 同項第２号については、加工施設の技術基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第６号。以下「加工技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成２７年原子力規制委員会告示第８号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○加工施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第 2002054 号-1（令和２年２月５日原子力規制委員会決定）。以下「加工技術基準解釈」という。）	※６

	加工施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※６
第１６条の２第２項	加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※６
第１６条の３第３項	加工施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第１６条の３第２項に規定されている。 同項第２号については、加工技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○加工技術基準解釈	確認終了後３０日
第１８条第１項	加工事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第１８条第２項において準用する第１４条第１号、第２号及び第４号に規定されている。（※２）	※６
第２０条第１項	加工事業の許可の取消し	基準は、第２０条第１項及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和４１年総理府令第３７号。以下「加工規則」という。）第６条に規定されている。（※３）	
第２０条第２項	加工事業の許可の取消し又は加工事業の停止命令	基準は、第２０条第２項に規定されている。（※３）	
第２１条の３第１項	加工施設の使用の停止等	基準は、第２１条の３第１項並びに加工事業許可基準規則及び加工技術基準規則に規定されている。（※３）	
第２１条の３第２項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第２１条の３第２項及び加工規則第７条の９に規定されている。 加工規則第７条の９については、	

		原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第２２条第１項	加工事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第２２条第２項に規定されている。 同項第２号については、加工施設における保安規定の審査基準（原管研発第１３１１２７４号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	３０日
	加工事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	３０日
第２２条第３項	加工事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第２２条第３項に規定されている。（※３）	
第２２条の３第１項第２号	核燃料取扱主任者に係る認定	基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和３２年政令第３２４号。以下「令」という。）第１１条に規定されている。（※２）	３０日
第２２条の３第３項	核燃料取扱主任者免状の返納命令	基準は、第２２条の３第３項に規定されている。（※３）	
第２２条の５	核燃料取扱主任者の解任命令	基準は、第２２条の５に規定されている。（※３）	
第２２条の６第１項	加工事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第２２条の６第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項及び加工規則第７条の９に規定されている。 加工規則第７条の９については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日
	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更の認	同上	９０日

	可		
第２２条の６第２項	加工事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第２２条の６第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項及び加工規則第７条の９に規定されている。 加工規則第７条の９については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第２２条の７第２項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第２２条の７第２項において読み替えて準用する第１２条の５に規定されている。（※３）	
第２２条の７の２第４項	加工事業者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第２２条の７の２第４項及び加工規則第９条の３の５各号に規定されている。（※３）	
第２２条の８第２項	廃止措置計画の認可	基準は、第２２条の８第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び加工規則第９条の８に規定されている。（※２）	※６
第２２条の８第３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第２２条の８第３項において準用する第１２条の６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第２２条の８第３項において準用する第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第２２条の８第３項において準用する第１２条の６第８項	廃止措置の終了の確認	基準は、第２２条の８第３項において準用する第１２条の６第８項及び加工規則第９条の１０に規定されている。（※２）	※６

第２２条の９第２項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第２２条の９第５項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び加工規則第９条の８に規定されている。（※２）	※６
第２２条の９第５項において読み替えて準用する第１２条の７第４項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第２２条の９第５項において準用する第１２条の７第８項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第２２条の９第５項において読み替えて準用する第１２条の７第８項に規定されている。（※３）	
第２２条の９第５項において読み替えて準用する第１２条の７第９項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第２２条の９第５項において読み替えて準用する第１２条の７第９項及び加工規則第９条の１０に規定されている。（※２）	※６
【試験研究用等原子炉の規制】			
第２３条第１項	原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和３２年総理府令第８３号。以下「試験炉規則」という。）第１条第１号又は第２号に掲げるものに限る。）の設置の許可	基準は、第２４条第１項各号の規定並びに試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第２１号。以下「試験炉許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第１３１１２７１号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）。以下「試験炉許可	※６

		基準解釈」という。） ○品質管理基準解釈	
第２３条の２第１項	外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可	基準は、第２４条の２第１項並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○試験炉許可基準解釈 ○品質管理基準解釈	※６
第２６条第１項	原子炉（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに限る。）の設置の変更の許可	基準は、第２６条第４項において準用する第２４条第１項各号の規定並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○試験炉許可基準解釈 ○品質管理基準解釈	※６
第２６条の２第１項	外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可	基準は、第２６条の２第３項において準用する第２４条の２第１項並びに試験炉許可基準規則及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○試験炉許可基準解釈 ○品質管理基準解釈	※６
第２７条第１項	原子炉施設（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の設計及び工事の計画の認	基準は、第２７条第３項に規定されている。 同項第２号については、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第７号。以下「試験炉技術基準規則」という。）、核	※６

	可	原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（昭和５３年科学技術庁告示第１０号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 〇試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第 2002054 号-2（令和２年２月５日原子力規制委員会決定）。以下「試験炉技術基準解釈」という。）	
	原子炉施設（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※６
第２７条第２項	原子炉施設（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※６
第２８条第３項	原子炉施設（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の使用前事	基準は、第２８条第２項に規定されている。 同項第２号については、試験炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等	確認終了後３０日間

	業者検査に関する確認	を定める告示及び核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○試験炉技術基準解釈	
第３１条第１項	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第３１条第２項において準用する第２４条第１項第１号、第２号及び第４号に規定されている。（※２）	※６
第３３条第１項	原子炉（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに限る。）の設置の許可の取消し	基準は、第３３条第１項及び試験炉規則第５条の２に規定されている。（※３）	
第３３条第２項	原子炉（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに限る。）の設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第３３条第２項に規定されている。（※３）	
第３６条第１項	原子炉（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに限る。）の使用の停止等	基準は、第３６条第１項並びに試験炉許可基準規則及び試験炉技術基準規則に規定されている。（※３）	
第３６条第２項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第３６条第２項及び試験炉規則第１４条の３に規定されている。 試験炉規則第１４条の３につい	

		ては、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第３７条第１項	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限り、第４３条の３の２第２項及び第４３条の３の３第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の認可及び変更の認可	基準は、第３７条第２項に規定されている。 同項第２号については、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第１３１１２７３号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日間
	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限り、第４３条の３の２第２項及び第４３条の３の３第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の認可及び変更の認可	基準は、第３７条第２項に規定されている。 同項第２号については、廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第１３１１２７１４号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	６０日間
第３７条第３項	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限	基準は、第３７条第３項に規定されている。（※３）	

	り、第４３条の３の２第２項及び第４３条の３の３第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更命令		
	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限り、第４３条の３の２第２項及び第４３条の３の３第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更命令	同上	
第３９条第１項	原子炉施設（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の譲受けの許可	基準は、第３９条第３項において準用する第２４条に規定されている。（※２）	※６
第３９条第２項	原子力船の譲受けの許可	基準は、第３９条第３項において準用する第２４条に規定されている。（※２）	※６
第４１条第１項第２号	原子炉主任技術者に係る認定	基準は、令第２０条において読み替えて準用する令第１１条に規定されている。（※２）	３０日
第４１条第３項	原子炉主任技術者免状の返納命	基準は、第４１条第３項に規定されている。（※３）	

	令		
第４３条	原子炉主任技術者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の解任命令	基準は、第４３条に規定されている。（※３）	
第４３条の２第１項	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第４３条の２第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項及び試験炉規則第１４条の３に規定されている。試験炉規則第１４条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日
	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日
第４３条の２第２項	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第４３条の２第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項及び試験炉規則第１４条の３に規定されている。試験炉規則第１４条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第４３条の２の２第２項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第４３条の２の２第２項において読み替えて準用する第１２条の５に規定されている。（※３）	

第４３条の３の２第２項	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第４３条の３の２第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び試験炉規則第１６条の９に規定されている。 これらの規定については、発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第１３１１２７１６号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）。以下「原子炉施設廃止措置計画審査基準」という。）を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※６
第４３条の３の２第３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	原子炉設置者（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第４３条の３の２第３項において読み替えて準用する第１２条６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第４３条の３の２第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第４３条の３の２第３項において準用する第１２条の６第８項	廃止措置の終了の確認（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げる原子炉に係るものに限る。）	基準は、第４３条の３の２第３項において準用する第１２条の６第８項及び試験炉規則第１６条の１１に規定されている。	※６

第４３条の３の３第２項	許可の取消し等に伴う旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第４３条の３の３第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び試験炉規則第１６条の１２において読み替えて準用する試験炉規則第１６条の９に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※６
第４３条の３の３第４項において読み替えて準用する第１２条の７第４項	許可の取消し等に伴う旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第４３条の３の３第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第４３条の３の３第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項に規定されている。（※３）	
第４３条の３の３第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項	許可の取消し等に伴う旧試験研究用等原子炉設置者等（試験炉規則第１条第１号又は第２号に掲げるものに係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第４３条の３の３第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項及び試験炉規則第１６条の１２において読み替えて準用する試験炉規則第１６条の１１に規定されている。	※６
【発電用原子炉の規制】			

第４３条の３の５第１項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の設置の許可	基準は、第４３条の３の６第１項各号の規定並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第５号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原規技発第１３０６１９７号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）） ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第１３０６１９３号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）。以下「実用炉設置許可基準解釈」という。） ○品質管理基準解釈	２年
	原子炉（発電の用に供する原子炉であって研究開発段階にある原子炉（以下「研究開発段階炉」という。）に限る。）の設置の許可	基準は、第４３条の３の６第１項各号の規定並びに研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第９号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。	※６

		○研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管Ｐ発第１３０６１９５号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）） ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管Ｐ発第１３０６１９２号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定）。以下「研開炉設置許可基準解釈」という。） ○水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針（平成３年７月１８日原子力安全委員会決定） ○新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方（昭和６３年６月９日原子力安全委員会決定） ○プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について（昭和５６年７月２０日原子力安全委員会決定） ○品質管理基準解釈	
第４３条の３の８第１項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の変更の許可	基準は、第４３条の３の５第１項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	２年
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の変更の	基準は、第４３条の３の５第１項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	※６

	許可		
第４３条の３の８第６項	届出内容の変更命令及び中止命令	基準は、第４３条の３の５第１項の審査基準と同じ。	
第４３条の３の９第１項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の設計及び工事の計画の認可	基準は、第４３条の３の９第３項に規定されている。 同項第２号については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号。以下「実用炉技術基準規則」という。）、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第１３０６１９４号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定。以下「実用炉技術基準解釈」という。） ただし、実用炉技術基準規則第３１条第１項、第４８条第１項から第４項まで及び第７８条第１項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５１号。以下「火技省令」という。）及び原子力発電工作物に係る電気設備に関する技	９０日

		術基準を定める命令（平成２４年経済産業省令第７０号。以下「原子力電技命令」という。）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○発電用火力設備の技術基準の解釈（２０１３５０７商局第２号（平成２５年５月１７日経済産業省制定）。以下「火技解釈」という。）） ○原子力発電工作物に係る電気設備の技術基準の解釈（原規技発第１３０６１９９号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定。以下「原子力電技解釈」という。）	
	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※６
	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の設計及び工事の計画の認可	基準は、第４３条の３の９第３項に規定されている。 同項第２号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第１０号。以下「研開炉技術基準規則」という。）、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術	９０日

		的細目等を定める告示（平成１２年科学技術庁告示第２１号）によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管Ｐ発第１３０６１９３号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定。以下「研開炉技術基準解釈」という。） ただし、研開炉技術基準規則第３０条、第５０条第１項から第４項まで並びに第７８条第１項及び第２項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○火技解釈 ○原子力電技解釈	
	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※６
第４３条の３の９第２項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の設計及び工事の計画の変更の認可	基準は、第４３条の３の９第１項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	９０日
	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の設計及	基準は、第４３条の３の９第１項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	９０日

	び工事の計画の変更の認可		
第４３条の３の１０第４項	発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の変更命令及び廃止命令	基準は、第４３条の３の９第１項の審査基準と同じ。	
第４３条の３の１１第３項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第４３条の３の１１第２項に規定されている。 同項第２号については、実用炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用炉技術基準解釈 ただし、実用炉技術基準規則第３１条第１項、第４８条第１項から第４項まで及び第７８条第１項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○火技解釈 ○原子力電技解釈	確認終了後３０日

	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第４３条の３の１１第２項に規定されている。 同項第２号については、研開炉技術基準規則、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示及び核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研開炉技術基準解釈 ただし、研開炉技術基準規則第３０条、第５０条第１項から第４項まで並びに第７８条第１項及び第２項において準用することとされている発電用原子炉施設に関しては、火技省令及び原子力電技命令によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○火技解釈 ○原子力電技解釈	確認終了後 ３０日
第４３条の３の１８第１項	発電用原子炉設置者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第４３条の３の１８第２項において準用する第４３条の３の６第１項第１号から第３号まで及び第５号に規定されている。（※２）	※６
第４３条の３の２０第１項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の設置の許可の取消し	基準は、第４３条の３の２０第１項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商産業省令第７７号。以下「実用炉規則」という。）第６６条に規定されている。（※３）	

	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の設置の許可の取消し	基準は、第４３条の３の２０第１項及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成１２年総理府令第１２２号。以下「研開炉規則」という。）第６１条に規定されている。（※３）	
第４３条の３の２０第２項	発電用原子炉の設置の許可の取消し又は運転の停止命令	基準は、第４３条の３の２０第２項に規定されている。（※３）	
第４３条の３の２３第１項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の使用の停止等	基準は、第４３条の３の２３第１項並びに実用炉設置許可基準規則及び実用炉技術基準規則に規定されている。（※３）	
	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の使用の停止等	基準は、第４３条の３の２３第１項並びに研開炉設置許可基準規則及び研開炉技術基準規則に規定されている。（※３）	
第４３条の３の２３第２項	発電用原子炉施設（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第４３条の３の２３第２項及び実用炉規則第９１条に規定されている。 実用炉規則第９１条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	発電用原子炉施設（研究開発段階炉に係るものに限る。）の防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第４３条の３の２３第２項及び研開炉規則第８６条に規定されている。 研開炉規則第８６条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第４３条の３の２４第１項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るも	基準は、第４３条の３の２４第２項に規定されている。 同項第２号については、実用発電	６月

	のに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の認可	用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第１３０６１９８号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更の認可	同上	６月（発電用原子炉施設の増設の場合及び実用炉規則第９２条第２項に規定する場合以外は３月）
	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の認可	基準は、第４３条の３の２４第２項に規定されている。 同項第２号については、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第１３１１２７１５号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	６月
	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第４３	同上	６月（発電用原子炉施設の増設の場合及び実用炉規則第

	条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可		９２条第２項に規定する場合以外は３月）
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の認可	基準は、第４３条の３の２４第２項に規定されている。 同項第２号については、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管Ｐ発第１３０６１９６号（平成２５年６月１９日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	６月
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更の認可	同上	６月（発電用原子炉施設の増設の場合以外は３月）
	発電用原子炉（設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第４３条	基準は、第４３条の３の２４第２項に規定されている。 同項第２号については、廃止措置段階の発電用原子炉施設におけ	６月

	の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の認可	る保安規定の審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可	同上	６月（発電用原子炉施設の増設の場合以外は３月）
第４３条の３の２４第３項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更命令	基準は、第４３条の３の２４第３項に規定されている。（※３）	
	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限り、第４３	同上	

	条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更命令		
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者を除く。）が定めた保安規定の変更命令	同上	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限り、第４３条の３の３４第２項及び第４３条の３の３５第２項における廃止措置計画の認可を受けた者に限る。）が定めた保安規定の変更命令	同上	
第４３条の３の２５第１項	発電用原子炉の譲受けの許可	基準は、第４３条の３の２５第２項において準用する第４３条の３の６に規定されている。（※２）	※６

第４３条の３の２６第２項において読み替えて準用する第４３条	発電用原子炉主任技術者の解任命令	基準は、第４３条の３の２６第２項において読み替えて準用する第４３条に規定されている。（※３）	
第４３条の３の２７第１項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第４３条の３の２７第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項及び実用炉規則第９１条に規定されている。実用炉規則第９１条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日
	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第４３条の３の２７第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項及び研開炉規則第８６条に規定されている。研開炉規則第８６条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日

第４３条の３の２７第２項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第４３条の３の２７第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項及び実用炉規則第９１条に規定されている。実用炉規則第９１条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第４３条の３の２７第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項及び研開炉規則第８６条に規定されている。研開炉規則第８６条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第４３条の３の２８第２項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第４３条の３の２８第２項において読み替えて準用する第１２条の５に規定されている。（※３）	
第４３条の３の２９第４項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第４３条の３の２９第４項及び実用炉規則第９９条の６各号に規定されている。（※３）	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方	基準は、第４３条の３の２９第４項及び研開炉規則第９４条の６各号に規定されている。（※３）	

	法に対する変更命令		
第４３条の３の３０第１項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る型式証明	基準は、第４３条の３の３０第２項及び実用炉設置許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用炉設置許可基準解釈	※６
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る型式証明	基準は、第４３条の３の３０第２項及び研開炉設置許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研開炉設置許可基準解釈	※６
第４３条の３の３０第３項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の設計の変更の承認	基準は、第４３条の３の３０第１項の審査基準と同じ。	※６
第４３条の３の３０第５項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式証明の取消し	基準は、第４３条の３の３０第１項の審査基準と同じ。	
第４３条の３の３１第１項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る型式の指定	基準は、第４３条の３の３１第３項及び実用炉技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用炉技術基準解釈	９０日間
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る型式の指定	基準は、第４３条の３の３１第３項及び研開炉技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○研開炉技術基準解釈	９０日間
第４３条の３の３１第５項	発電用原子炉設置者に係る特定機器の型式の指定の取消し	基準は、第４３条の３の３１第１項と同じ。	
第４３条の３の３１第６項	指定外国機器製造者等に係る特	基準は第４３条の３の３１第６項第１号から第３号までに規定	

	定機器の型式の指定の取消し	されている。	
第４３条の３の３２第１項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第４３条の３の３２第６項及び実用炉規則第１１４条によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準（原規規発第２３０８３０４号（令和５年８月３０日原子力規制委員会決定））	１年
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第４３条の３の３２第６項及び研開炉規則第１０９条に規定されている。（※１）	１年
第４３条の３の３２第３項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第４３条の３の３２第１項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	１年
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の認可	基準は、第４３条の３の３２第１項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	１年
第４３条の３の３２第４項	発電用原子炉（実用発電用原子炉に限る。）の長期施設管理計画の変更の認可	基準は、第４３条の３の３２第１項の審査基準（実用発電用原子炉部分）と同じ。	６月
	発電用原子炉（研究開発段階炉に限る。）の長期施設管理計画の変更の認可	基準は、第４３条の３の３２第１項の審査基準（研究開発段階炉部分）と同じ。	６月
第４３条の３の３４第２項	発電用原子炉設置者（実用発電用	基準は、第４３条の３の３４第３項において読み替えて準用する	※６

	原子炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	第１２条の６第４項及び実用炉規則第１１９条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第４３条の３の３４第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び研開炉規則第１１４条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※６
第４３条の３の３４第３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第４３条の３の３４第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び実用炉規則第１１９条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※６
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第４３条の３の３４第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び研開炉規則第１１４条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、高速増殖原型炉もんじゅについては、同審査基準によらない。	※６

第４３条の３の３４第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第４３条の３の３４第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第４３条の３の３４第３項において準用する第１２条の６第８項	発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第４３条の３の３４第３項において準用する第１２条の６第８項及び実用炉規則第１２１条に規定されている。	※６
	発電用原子炉設置者（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第４３条の３の３４第３項において準用する第１２条の６第８項及び研開炉規則第１１６条に規定されている。	※６
第４３条の３の３５第２項	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び実用炉規則第１１９条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※６
	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び研開炉規則第１１４条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※６
第４３条の３の３５第４項にお	許可の取消し等に伴う旧発電用	基準は、第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する	※６

いて読み替えて準用する第１２条の７第４項	原子炉設置者等（実用発電用原子炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	第１２条の７第５項及び実用炉規則第１１９条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（研究開発段階炉に係るものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び研開炉規則第１１４条に規定されている。 これらの規定については、原子炉施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※６
第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項に規定されている。（※３）	
第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（実用発電用原子炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項及び実用炉規則第１２１条に規定されている。	※６
	許可の取消し等に伴う旧発電用原子炉設置者等（研究開発段階炉に係るものに限る。）に係る廃止措置の終了の確認	基準は、第４３条の３の３５第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項及び研開炉規則第１１６条に規定されている。	※６

【貯蔵の規制】			
第４３条の４第１項	使用済燃料貯蔵事業の許可	基準は、第４３条の５第１項各号の規定並びに使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第２４号。以下「貯蔵事業許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第１３１１２７２号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）。以下「貯蔵事業許可基準解釈」という。）。 ○品質管理基準解釈	※６
第４３条の７第１項	使用済燃料貯蔵事業の変更の許可	同上	※６
第４３条の８第１項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の認可	基準は、第４３条の８第３項に規定されている。 同項第２号については、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第８号。以下「貯蔵技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第 2002054 号-3（令和２年２	※６

		月５日原子力規制委員会決定)。以下「貯蔵技術基準解釈」という。)	
	使用済燃料貯蔵施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※６
第４３条の８第２項	使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※６
第４３条の９第３項	使用済燃料貯蔵施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第４３条の９第２項に規定されている。 同項第２号については、貯蔵技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵技術基準解釈	確認終了後３０日
第４３条の１４第１項	使用済燃料貯蔵事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第４３条の１４第２項において準用する第４３条の５第１項第１号、第２号及び第４号に規定されている。(※２)	※６
第４３条の１６第１項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し	基準は、第４３条の１６第１項及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成１２年通商産業省令第１１２号。以下「貯蔵規則」という。）第２６条に規定されている。(※３)	
第４３条の１６第２項	使用済燃料貯蔵事業の許可の取消し又は使用済燃料貯蔵事業の停止命令	基準は、第４３条の１６第２項に規定されている。(※３)	
第４３条の１９第１項	使用済燃料貯蔵施設の使用の停	基準は、第４３条の１９第１項並びに貯蔵事業許可基準規則及び	

	止等	貯蔵技術基準規則に規定されている。（※３）	
第４３条の１９第２項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第４３条の１９第２項及び貯蔵規則第３６条に規定されている。 貯蔵規則第３６条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第４３条の２０第１項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第４３条の２０第２項に規定されている。 同項第２号については、使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準（原管廃発第１３１１２７４号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	※６
	使用済燃料貯蔵事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	３０日
第４３条の２０第３項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第４３条の２０第３項に規定されている。（※３）	
第４３条の２４	使用済燃料取扱主任者の解任命令	基準は、第４３条の２４に規定されている。（※３）	
第４３条の２５第１項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第４３条の２５第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項及び貯蔵規則第３６条に規定されている。 貯蔵規則第３６条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日

	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日
第４３条の２５第２項	使用済燃料貯蔵事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第４３条の２５第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項及び貯蔵規則第３６条に規定されている。 貯蔵規則第３６条については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第４３条の２６第２項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第４３条の２６第２項において読み替えて準用する第１２条の５に規定されている。（※３）	
第４３条の２６の２第１項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式証明	基準は、第４３条の２６の２第２項及び貯蔵事業許可基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵事業許可基準解釈	※６
第４３条の２６の２第３項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の設計の変更の承認	基準は、第４３条の２６の２第１項の審査基準と同じ。	※６
第４３条の２６の２第５項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式証明の取消し	基準は、第４３条の２６の２第１項の審査基準と同じ。	
第４３条の２６の３第１項	使用済燃料貯蔵事業者に係る型式の指定	基準は、第４３条の２６の３第３項及び貯蔵技術基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○貯蔵技術基準解釈	※６
第４３条の２６の３第５項	使用済燃料貯蔵事業者に係る特定容器等の型式の指定の取消し	基準は、第４３条の２６の３第１項と同じ。	

第４３条の２６の３第６項	指定外国容器等製造者等に係る特定容器等の型式の指定の取消し	基準は、第４３条の２６の３第６項第１号から第３号までに規定されている。	
第４３条の２７第２項	廃止措置計画の認可	基準は、第４３条の２７第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び貯蔵規則第４３条の６に規定されている。	※６
第４３条の２７第３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第４３条の２７第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第４３条の２７第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第４３条の２７第３項において準用する第１２条の６第８項	廃止措置の終了の確認	基準は、第４３条の２７第３項において準用する第１２条の６第８項及び貯蔵規則第４３条の８に規定されている。（※２）	※６
第４３条の２８第２項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第４３条の２８第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び貯蔵規則第４３条の６に規定されている。（※２）	※６
第４３条の２８第４項において読み替えて準用する第１２条の７第４項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第４３条の２８第４項において読み替えて準用する第１２条の	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防	基準は、第４３条の２８第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項に規定されている。（※３）	

７第８項	止のための措置等の命令		
第４３条の２８第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第４３条の２８第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項及び貯蔵規則第４３条の８に規定されている。（※２）	※６
【再処理の規制】			
第４４条第１項	再処理事業の指定	基準は、第４４条の２第１項各号の規定並びに再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第２７号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○使用済燃料の再処理の事業に係る再処理事業者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（原管研発第１３１１２７７号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）） ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管研発第１３１１２７５号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）） ○品質管理基準解釈	※６
第４４条の４第１項	再処理事業の変更の許可	同上	※６
第４５条第１項	再処理施設の設計及び工事の計画の認可	基準は、第４５条第３項に規定されている。 同項第２号については、再処理施	※６

		設の技術基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第９号。以下「再処理技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○再処理施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002054号-4（令和２年２月５日原子力規制委員会決定）。以下「再処理技術基準解釈」という。）	
	再処理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※６
第４５条第２項	再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可	同上	※６
第４６条第３項	再処理施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第４６条第２項に規定されている。 同項第２号については、再処理技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○再処理技術基準解釈	確認終了後３０日
第４６条の５第１項	再処理事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第４６条の５第２項において準用する第４４条の２第１項第１号から第３号まで及び第５号に規定されている。（※２）	※６
第４６条の７第１項	再処理事業の指定の取消し	基準は、第４６条の７第１項及び使用済燃料の再処理の事業に関	

		する規則（昭和４６年総理府令第１０号。以下「再処理規則」という。）第７条の１５に規定されている。（※３）	
第４６条の７第２項	再処理事業の指定の取消し又は再処理事業の停止命令	基準は、第４６条の７第２項に規定されている。（※３）	
第４９条第１項	再処理施設の使用の停止等	基準は、第４９条第１項並びに再処理事業指定基準規則及び再処理技術基準規則に規定されている。（※３）	
第４９条第２項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第４９条第２項及び再処理規則第１６条の３に規定されている。 再処理規則第１６条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第５０条第１項	再処理事業者が定めた保安規定の認可	基準は、第５０条第２項に規定されている。 同項第２号については、再処理施設における保安規定の審査基準（原管研発第１３１１２７８号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。ただし、核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置に係る保安規定の審査については、同審査基準によらない。	３０日
	再処理事業者が定めた保安規定の変更の認可	同上	３０日
第５０条第３項	再処理事業者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第５０条第３項に規定されている。（※３）	
第５０条の２第	核燃料取扱主任	基準は、第５０条の２第２項にお	

２項	者の解任命令	いて準用する第２２条の５に規定されている。（※３）	
第５０条の３第１項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第５０条の３第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項及び再処理規則第１６条の３に規定されている。再処理規則第１６条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日
	再処理事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日
第５０条の３第２項	再処理事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第５０条の３第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項及び再処理規則第１６条の３に規定されている。再処理規則第１６条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第５０条の４第２項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第５０条の４第２項において読み替えて準用する第１２条の５に規定されている。（※３）	
第５０条の４の２第４項	再処理事業者による安全性の向上のための評価に係る調査及び分析並びに評定の方法に対する変更命令	基準は、第５０条の４の２第４項及び再処理規則第１９条の３の５各号に規定されている。（※３）	
第５０条の５第２項	廃止措置計画の認可	基準は、第５０条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び再処理規則第１９条の８に規定されている。（※２）	※６
第５０条の５第	廃止措置計画の	同上	※６

３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	変更の認可		
第５０条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第５０条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第５０条の５第３項において準用する第１２条の６第８項	廃止措置の終了の確認	基準は、第５０条の５第３項において準用する第１２条の６第８項及び再処理規則第１９条の１０に規定されている。（※２）	※６
第５１条第２項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第５１条第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び再処理規則第１９条の８に規定されている。（※２）	※６
第５１条第４項において読み替えて準用する第１２条の７第４項	指定の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第５１条第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第５１条第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項に規定されている。（※３）	
第５１条第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項	指定の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第５１条第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項及び再処理規則第１９条の１０に規定されている。（※２）	※６
【廃棄の規制】			
第５１条の２第１項	廃棄事業（第二種廃棄物埋設施設及び廃棄物管理	基準は、第５１条の３各号の規定並びに第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関す	※６

	施設に係るものに限る。）の許可	る規則（平成２５年原子力規制委員会規則第３０号）、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第３１号。以下「管理事業許可基準規則」という。）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○原子力事業者の技術的能力に関する審査指針 ○第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第１３１１２７７号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）） ○廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第１３１１２７１０号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）） ○品質管理基準解釈	
第５１条の５第１項	廃棄事業（第二種廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設に係るものに限る。）の変更の許可	同上	※６
第５１条の６第１項	廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認	基準は、第５１条の６第１項並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成２０年経済産業省令第２３号。以下「第一種埋設規則」という。）第７条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関す	※６

		る規則（昭和６３年総理府令第１号。以下「第二種埋設規則」という。）第６条に規定されている。（※２）	
第５１条の６第２項	放射性廃棄物等に係る廃棄物埋設に関する確認	基準は、第５１条の６第２項並びに第一種埋設規則第１２条及び第二種埋設規則第８条に規定されている。（※２）	※６
第５１条の７第１項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可	基準は、第５１条の７第３項に規定されている。 同項第２号については、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第１０号。以下「廃棄物技術基準規則」という。）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第 2002054 号-5（令和２年２月５日原子力規制委員会決定）。以下「廃棄物技術基準解釈」という。）	※６
	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の変更に係る設計及び工事の計画の認可	同上	※６
第５１条の７第２項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に係る設計	同上	※６

	及び工事の計画の変更の認可		
第５１条の８第３項	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の使用前事業者検査に関する確認	基準は、第５１条の８第２項に規定されている。 同項第２号については、廃棄物技術基準規則及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○廃棄物技術基準解釈	確認終了後３０日
第５１条の１２第１項	廃棄事業者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第５１条の１２第２項において準用する第５１条の３第１号及び第３号に規定されている。（※２）	
第５１条の１４第１項	廃棄事業の許可の取消し	基準は、第５１条の１４第１項並びに第一種埋設規則第４３条、第二種埋設規則第１２条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和６３年総理府令第４７号。以下「管理規則」という。）第２５条に規定されている。（※３）	
第５１条の１４第２項	廃棄事業の許可の取消し又は廃棄事業の停止命令	基準は、第５１条の１４第２項に規定されている。（※３）	
第５１条の１７第１項	特定第一種廃棄物埋設施設の使用の停止等	基準は、第５１条の１７第１項及び廃棄物技術基準規則に規定されている。（※３）	
	特定廃棄物管理施設の使用の停止等	基準は、第５１条の１７第１項並びに管理事業許可基準規則及び廃棄物技術基準規則に規定されている。（※３）	
第５１条の１７	防護措置に係る	基準は、第５１条の１７第２項並	

第２項	是正措置等の命令	びに第一種埋設規則第６２条、第二種埋設規則第１９条の３及び管理規則第３３条の３に規定されている。 第一種埋設規則第６２条、第二種埋設規則第１９条の３及び管理規則第３３条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第５１条の１８第１項	廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。）が定めた保安規定の認可	基準は、第５１条の１８第２項に規定されている。 同項第２号については、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原管廃発第１３１１２７８号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））又は廃棄物管理施設における保安規定の審査基準（原管廃発第１３１１２７１２号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）を基とし、個々の事案ごとに判断する。	３０日
	廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。）が定めた保安規定の変更の認可	同上	３０日 （第二種埋設規則第２０条第１項第６号に掲げる事項の変更の認可については、※６）
第５１条の１８第３項	廃棄事業者（第二種廃棄物埋設事業者及び廃棄物管理事業者に限る。）が定めた保安規定の変更命令	基準は、第５１条の１８第３項に規定されている。（※３）	

第５１条の１９第１項	廃棄物埋設地の譲受けの許可	基準は、第５１条の１９第２項において準用する第５１条の３に規定されている。（※２）	※６
第５１条の２２	廃棄物取扱主任者の解任命令	基準は、第５１条の２２に規定されている。（※３）	
第５１条の２３第１項	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第５１条の２３第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項並びに第一種埋設規則第６２条、第二種埋設規則第１９条の３及び管理規則第３３条の３に規定されている。 第一種埋設規則第６２条、第二種埋設規則第１９条の３及び管理規則第３３条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日
	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日
第５１条の２３第２項	廃棄事業者が定めた核物質防護規定の変更命令	基準は、第５１条の２３第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項並びに第一種埋設規則第６２条、第二種埋設規則第１９条の３及び管理規則第３３条の３に規定されている。 第一種埋設規則第６２条、第二種埋設規則第１９条の３及び管理規則第３３条の３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第５１条の２４第２項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第５１条の２４第２項において読み替えて準用する第１２条の５に規定されている。（※３）	
第５１条の２４	閉鎖措置計画の	基準は、第５１条の２４の２第３	※６

の２第１項	認可	項において読み替えて準用する第１２条の６第４項、第一種埋設規則第７７条及び第二種埋設規則第２２条の５の７に規定されている。（※２）	
第５１条の２４の２第２項	閉鎖措置の確認	基準は、第５１条の２４の２第２項に規定されている。（※２）	※６
第５１条の２４の２第３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	閉鎖措置計画の変更の認可	基準は、第５１条の２４の２第３項において読替えて準用する第１２条の６第４項、第一種埋設規則第７７条及び第二種埋設規則第２２条の５の７に規定されている。（※２）	
第５１条の２４の２第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第５１条の２４の２第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第５１条の２５第２項	廃止措置計画の認可	基準は、第５１条の２５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項並びに第一種埋設規則第８２条、第二種埋設規則第２２条の１０及び管理規則第３５条の９に規定されている。（※２）	※６
第５１条の２５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第５１条の２５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第５１条の２５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項に規定されている。（※３）	
第５１条の２５	廃止措置の終了	基準は、第５１条の２５第３項に	※６

第３項において準用する第１２条の６第８項	の確認	おいて準用する第１２条の６第８項並びに第一種埋設規則第８４条、第二種埋設規則第２２条の１２及び管理規則第３５条の１１に規定されている。（※２）	
第５１条の２６第２項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の認可	基準は、第５１条の２６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項並びに第一種埋設規則第８２条、第二種埋設規則第２２条の１０及び管理規則第３５条の９に規定されている。（※２）	※６
第５１条の２６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第４項	許可の取消し等に伴う廃止措置計画の変更の認可	同上	※６
第５１条の２６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第５１条の２６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項に規定されている。（※３）	
第５１条の２６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第５１条の２６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項並びに第一種埋設規則第８４条、第二種埋設規則第２２条の１２及び管理規則第３５条の１１に規定されている。（※２）	※６
第５１条の２９第１項	土地の掘削の許可	基準は、第５１条の２９第２項及び指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則（平成３０年原子力規制委員会規則第１０号）第３条に規定されている。（※２）	※６
第５１条の３０	土地の掘削の中止命令等	基準は、第５１条の３０に規定されている。（※３）	

【核燃料物質の使用に関する規制】			
第５２条第１項	核燃料物質の使用の許可	基準は、第５３条各号の規定並びに使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第３４号）及び品質管理基準規則によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第１３１１２７４号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定）） ○品質管理基準解釈	令第４１条に該当するものは※６、それ以外は９０日間
第５５条第１項	核燃料物質の使用の変更の許可	同上	令第４１条に該当するものは※６、それ以外は９０日間
第５５条の２第３項	核燃料物質の使用施設等の使用前検査に関する確認	基準は、第５５条の２第２項に規定されている。 同項第２号については、使用施設等の技術基準に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第１１号）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示によるものとし、以下の規程を基として個々の事案ごとに判断する。 ○使用施設等の技術基準に関する規則の解釈（原規規発第2002045 号-6（令和２年２月５日原子力規制委員会決定））	確認終了後３０日間
第５５条の３第１項	核燃料物質の使用者である法人の合併及び分割に係る認可	基準は、第５５条の３第２項において準用する第５３条第１号、第３号及び第４号に規定されている。（※２）	６０日間
第５６条	核燃料物質の使	基準は、第５６条に規定されてい	

	用の許可の取消し等	る。（※３）	
第５６条の４第１項	使用施設等の使用の停止等	基準は、第５６条の４第１項及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「燃料使用規則」という。）に規定されている。（※３）	
第５６条の４第２項	防護措置に係る是正措置等の命令	基準は、第５６条の４第２項及び燃料使用規則第２条の１１の１３に規定されている。 燃料使用規則第２条の１１の１３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第５７条第１項	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の認可	基準は、第５７条第２項に規定されている。 同項第２号については、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第１３１１２７５号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日間
	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更の認可	同上	６０日間
第５７条第３項	核燃料物質の使用者が定めた保安規定の変更命令	基準は、第５７条第３項に規定されている。（※３）	
第５７条の２第１項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の認可	基準は、第５７条の２第２項において読み替えて準用する第１２条の２第２項及び燃料使用規則第２条の１１の１３に規定されている。 燃料使用規則第２条の１１の１３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々	９０日

		の事案ごとに判断する。	
	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の変更の認可	同上	９０日
第５７条の２第２項	核燃料物質の使用者が定めた核物質防護規定の変更の命令	基準は、第５７条の２第２項において読み替えて準用する第１２条の２第３項及び燃料使用規則第２条の１１の１３に規定されている。 燃料使用規則第２条の１１の１３については、原子力規制委員会が別に定める基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第５７条の３第２項	核物質防護管理者の解任命令	基準は、第５７条の３第２項において読み替えて準用する第１２条の５に規定されている。（※３）	
第５７条の５第２項	核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び燃料使用規則第６条の５に規定されている。（※２）	※６
	核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び燃料使用規則第６条の５に規定されている。 これらの規定については、令第４１条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第2112156号（令和３年12月15日原子力規制委員会決定）。以下「令第４１条非該当施設廃止措置計画審査基準」という。）を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日間

第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第３項	核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び燃料使用規則第６条の５に規定されている。（※２）	※６
	核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び燃料使用規則第６条の５に規定されている。これらの規定については、令第４１条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日間
第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第７項において規定されている。（※３）	
第５７条の５第３項において準用する第１２条の６第８項	廃止措置の終了の確認	基準は、第５７条の５第３項において準用する第１２条の６第８項及び燃料使用規則第６条の７に規定されている。（※２）	※６
第５７条の６第２項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）の廃止措置計画の認可	基準は、第５７条の６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び燃料使用規則第６条の８において読み替えて準用する燃料使用規則第６条の５に規定されている。（※２）	※６
	許可の取消し等	基準は、第５７条の５第３項にお	９０日間

	に伴う核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）の廃止措置計画の認可	いて読み替えて準用する第１２条の６第４項及び燃料使用規則第６条の５に規定されている。これらの規定については、令第４１条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	
第５７条の６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第４項	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用するものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第５７条の６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第５項及び燃料使用規則第６条の８において読み替えて準用する燃料使用規則第６条の５に規定されている。（※２）	※６
	許可の取消し等に伴う核燃料物質の使用施設等（令第４１条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）の廃止措置計画の変更の認可	基準は、第５７条の５第３項において読み替えて準用する第１２条の６第４項及び燃料使用規則第６条の５に規定されている。これらの規定については、令第４１条非該当施設廃止措置計画審査基準を基とし、個々の事案ごとに判断する。	９０日間
第５７条の６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防止のための措置等の命令	基準は、第５７条の６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第８項において規定されている。（※３）	
第５７条の６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項	許可の取消し等に伴う廃止措置の終了の確認	基準は、第５７条の６第４項において読み替えて準用する第１２条の７第９項及び燃料使用規則第６条の８において読み替えて準用する燃料使用規則第６条の	※６

		７に規定されている。（※２）	
【核原料物質の使用に関する規制】			
第５７条の７第５項	核原料物質の使用に係る是正命令	基準は、第５７条の７第５項及び核原料物質の使用に関する規則（昭和４３年総理府令第４６号）第２条に規定されている。（※３）	
【原子力事業者等の規制】			
第５８条第２項	工場等外廃棄に関する確認	基準は、第５８条第２項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和５３年総理府令第５６号。以下「外廃棄規則」という。）第２条第１項に規定されている。（※２）	※６
第５８条第３項	保安のために必要な措置命令	基準は、第５８条第３項及び外廃棄規則第２条第１項に規定されている。（※３）	
第５９条第２項	運搬に関する措置（運搬する物に関するものに限る。）の確認	基準は、第５９条第１項及び第２項並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年総理府令第５７号。以下「外運搬規則」という。）第３条から第１７条の２まで及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成２年科学技術庁告示第５号。以下「外運搬告示」という。）に規定されている。	※６
第５９条第３項	運搬に使用する容器の承認	基準は、第５９条第１項及び第３項並びに外運搬規則第３条から第１２条まで及び第１４条並びに外運搬告示に規定されている。	※６
第５９条第４項	保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第５９条第１項及び第４項並びに外運搬規則第３条から第１５条までに規定されている。（※３）	
第５９条の２第２項	特定核燃料物質の運搬に関する	基準は、第５９条の２第１項に規定されている。（※２）	１４日間

	取決めの締結に関する確認		
第６０条第２項	保安のために必要な措置命令	基準は、第６０条第１項及び第２項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成１２年総理府令第１２５号）第２条に規定されている。（※３）	
	特定核燃料物質の防護のために必要な措置命令	基準は、第６０条第１項及び第２項並びに核燃料物質の受託貯蔵に関する規則第３条に規定されている。（※３）	
第６１条の２第１項	放射能濃度についての確認	基準は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（令和２年原子力規制委員会規則第１６号。以下「放射能濃度確認規則」という。）第４条に規定されている。（※３）	※６
第６１条の２第２項	放射能濃度の測定及び評価の方法の認可	基準は、放射能濃度確認規則第６条の規定によるものとし、以下の規定を基として個々の事案ごとに判断する。 ○放射能濃度についての確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る審査基準（原規規発第１９０９１１２号（令和元年９月１１日原子力規制委員会決定））	※６
【国際規制物資に関する規制】			
第６１条の３第１項	国際規制物資の使用の許可	※７	３０日間
第６１条の５の２第１項	国際規制物資使用者である法人の合併及び分割に係る認可	同上	３０日間

第６１条の６	国際規制物資の使用の許可の取消し等	基準は、第６１条の６に規定されている。（※３）	
第６１条の８第１項	計量管理規定の認可	基準は、第６１条の８第２項に規定されている。（※２）	３０日間
	計量管理規定の変更の認可	同上	３０日間
第６１条の８第３項	計量管理規定の変更の命令	基準は、第６１条の８第３項に規定されている。（※３）	
第６１条の９	国際規制物資の返還又は譲渡の命令	基準は、第６１条の９に規定されている。（※３）	
第６１条の１０	指定情報処理機関の指定	基準は、第６１条の１２に規定されている。（※２）	※６
第６１条の１６第１項	指定情報処理機関の業務規定の認可	※７	※６
	指定情報処理機関の業務規定の変更の認可	同上	※６
第６１条の１６第３項	指定情報処理機関の業務規定の変更の命令	基準は、第６１条の１６第３項に規定されている。（※３）	
第６１条の１７第１項	指定情報処理機関の事業計画及び収支予算の認可	※７	３０日間
	指定情報処理機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	同上	３０日間
第６１条の１９	指定情報処理機関の指定の基準に係る適合命令	基準は、第６１条の１２に規定されている。（※３）	
第６１条の２０	情報処理業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可	※７	※６

第６１条の２１	指定情報処理機関の指定の取消し等	基準は、第６１条の２１に規定されている。（※３）	
第６１条の２３の２	指定保障措置検査等実施機関の指定	基準は、第６１条の２３の４並びに国際規制物資の使用等に関する規則（昭和３６年総理府令第５０号。以下「国際規制物資使用規則」という。）第４条の１０及び第４条の１１に規定されている。（※２）	※６
第６１条の２３の８第１項	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の認可	※７	※６
	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の認可	同上	※６
第６１条の２３の８第３項	指定保障措置検査等実施機関の業務規定の変更の命令	基準は、第６１条の２３の８第３項に規定されている。（※３）	
第６１条の２３の１１第１項	指定保障措置検査等実施機関の役員の選任及び解任の認可	※７	３０日間
第６１条の２３の１１第２項	指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任の認可	基準は、国際規制物資使用規則第４条の１０に規定されている。（※２）	３０日間
第６１条の２３の１２	指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員の解任命令	基準は、第６１条の２３の１２に規定されている。（※３）	
第６１条の２３の１４	指定保障措置検査等実施機関に対する監督命令	基準は、第６１条の２３の１４に規定されている。（※３）	
第６１条の２３	保障措置検査等	※７	※６

の１５	実施業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可		
第６１条の２３の１６	指定保障措置検査等実施機関の指定の取消し等	基準は、第６１条の２３の１６に規定されている。（※３）	
第６１条の２３の２０	指定保障措置検査等実施機関の事業計画及び収支予算の認可	※７	３０日間
	指定保障措置検査等実施機関の事業計画及び収支予算の変更の認可	同上	３０日間
【雑則】			
第６４条第３項	危険時の措置命令	基準は、第６４条第３項に規定されている。（※３）	
第６４条の２第１項	特定原子力施設の指定	基準は、第６４条の２第１項に規定されている。（※３）	
第６４条の２第３項	特定原子力施設の指定の解除	基準は、第６４条の２第３項に規定されている。（※３）	
第６４条の３第１項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の認可	基準は、第６４条の３第３項に規定されている。（※２）	※６
第６４条の３第２項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の変更の認可	同上	※６
第６４条の３第４項	特定原子力事業者等が作成した実施計画の変更命令	基準は、第６４条の３第４項に規定されている。（※３）	
第６４条の３第６項	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害防	基準は、第６４条の３第６項に規定されている。（※３）	

	止のための措置等の命令		
【その他】			
外運搬規則第２１条第２項	核燃料輸送物の設計の承認	基準は、外運搬規則第３条から第１２条まで及び第１４条並びに外運搬告示に規定されている。	※６
外運搬告示第３条第１項第１号の表上欄	特別形核燃料物質等の設計の承認	基準は、外運搬告示第３条第１項第１号の表上欄イ及びロに規定されている。	※６
外運搬告示第３条第１項第１号の表下欄	外運搬告示別表第２の第２欄又は第３欄に掲げる数量の承認	基準は、外運搬告示別表第２に規定されている。	※６
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和５３年総理府令第５１号）第９条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定	基準は、同規則第１１条第１項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準（原規総発第１３１１２７４号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））	※６
原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１５条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定の取消し	基準は、同規則第１１条第１項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第１１条第１項の規定に基づく認定基準	
核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第２０号）第６条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定	基準は、同規則第８条第１項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 ○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準（原規総発第１３１１２７３号（平成２５年１１月２７日原子力規制委員会決定））	※６

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第１２条	大学院の専門職学位課程その他の課程の認定の取消し	基準は、同規則第８条第１項の規定に基づく以下の基準によるものとする。 〇核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第８条第１項の規定に基づく認定基準	
国際規制物資使用規則第４条の２７第３項	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る相互流用又は予備費の使用の承認	※７	３０日間
国際規制物資使用規則第４条の２８第１項	原子力規制委員会が指定する経費の金額に係る繰越しの承認	同上	３０日間
国際規制物資使用規則第４条の３０第２項	会計規程の基本的事項の承認及び変更の承認	同上	３０日間

※１：当面申請が見込まれないため、具体的な審査基準又は処分基準を設定しない。
※２：更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、具体的な審査基準を設定しない。
※３：更に具体的な処分基準を作成することは困難であるため、具体的な処分基準を設定しない。
※４：旧原子力安全委員会が決定した試験研究用原子炉に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
※５：旧原子力安全委員会が決定した核燃料施設に関する審査指針のほか、発電用軽水型原子炉施設に係る指針等を参考にする。
※６：申請件数が乏しい、又は申請内容によって審査に要する期間が大きく変動すること等の理由により設定しない。
※７：事案ごとの裁量が大きく審査基準を設定することは困難であること等の理由により設定しない。